

グローバリゼーションと「労働の女性化」

—日本における移住労働の現状と戦略—

大 脇 雅 子

要 約

経済のグローバル化が、世界の女性たちにとってどのような影響をおよぼしているのか、とりわけマイナスの影響をどう克服すべきか、そのために女性たちはどのような行動をしたらよいのか。二〇〇〇年世界女性会議において、五年前の北京女性会議と比べ際立っていた課題である。本稿では、グローバリゼーションが進むなかでの「労働力の女性化」、さらに加速されると思われる移住労働者の増大、とくに日本における研修生制度の現状と問題点を指摘したのち、全般的な女性解放の視点からの戦略を提言する。

はじめに

ニューヨークで開かれた二〇〇〇年世界女性会議において、一九九五年の北京女性会議と比べて際立っていた課題は、経済のグローバル化が、世界の女性たちにとってどのような影響をおよぼしているのか、とりわけそのマイナスの影響をどう克服すべきか、そのために女性たちはどのように行

動したらよいのかというものであった。

国連特別総会「女性二〇〇〇年会議、二一世紀に向けてのジェンダー平等、開発、平和」における「北京宣言及び行動綱領を履行するための更なる行動とイニシアティブ」の文書は、次のように問題を提起している。

グローバリゼーションは第四回世界女性会議の目標へのコミットメント（誓約）の実施や実現に新たな課題を突きつけた。グローバリゼーションによって、いくつか

の国では、より開かれた貿易と金融の流れ、国有企業の民営化がもたらされたが、多くの場合、とくに社会サービスへの公共支出の削減をもたらした。これにより、生産パターンが変化し、情報通信分野での技術進歩の速度が速まり、女性労働者としてだけではなく消費者としても生活に影響を受けた。多くの国、とくに途上国や最貧国ではこうした変化が女性の生活にマイナスの影響を与えるとともに、男女の不平等を拡大した。こうした変化の男女に与える影響について系統立った評価がなされてこなかった。グローバリゼーションはまた文化的価値、ライフスタイル、コミュニケーションの形態、持続的開発の達成の意味合いにまでおよぶ文化的政治的社会的影響をもたらした。拡大化する世界経済の恩恵は公平に分配されたわけではなく、経済格差や貧困の女性化、男女不平等を加速し、とくに非公式経済や過疎地域での労働条件や労働環境を悪化させた。グローバリゼーションにより、一部の女性はより大きな経済的機會や自立を得たが、その他の多くの女性は国内および国家間における不平等が深刻化したため、この恩恵にあずかることなく疎外されていった。多くの国において、女性の労働力率が上昇しているものの、中には経済政策がマイナスに作用し、女性の雇用増大が給与や昇進、労働条件の改善を伴

うまでには至っていない場合もある。多くの女性は依然として不安定で安全衛生上の危険を抱える低賃金労働、パートタイム雇用、契約労働に従事している。多くの国で女性、とくに労働市場へ新規参入をする女性は、最初に解雇され、最後に再雇用される存在であり続けている（第三章 北京宣言及び行動綱領完全実施に際して直面する新たな課題 二五項）。

グローバリゼーション、構造調整計画、多額な対外債務、貿易条件の低下によっていくつかの途上国において開発へ立ちはだかる障害がさらに悪化し、貧困の女性化が一層深刻化している。構造調整計画のマイナスの影響は、その不適切な計画と運用に起因しており、とくに教育や保健分野など、基礎的社会サービスへの予算削減により女性は不均衡に重い負担を担う状況が続いている（同二七項）。

こうした的確な指摘に基づいて、地域的かつ国ごとの具体的な分析と対策が取られなければならない。

本稿では、グローバリゼーションが進むなかでの「労働力の女性化」、さらに加速されると思われる移住労働者の増大、とくに日本における移住労働者のおかれた現状と問題点を指摘したのち、全般的な女性解放の視点からの二一世紀にむけての戦略を提言したい。

一 グローバリゼーションの光と影

経済のグローバル化の進展は、先進資本主義諸国の不況と失業、生産立地の再編成による多国籍企業の展開と途上国の輸出志向の工業化が、重層的かつ加速的に進行した結果、産業構造の変化と労働力の再編を不可避のものとした。グローバル化した資本主義は、金融自由化により、瞬時に移動する巨額な国際短期資本が「主役」となり、それが一国の経済をバブルと破綻の淵に追いやる暴力的装置として働いている。多国籍企業の国境を越えた経済活動は、グローバルな市場経済の連動性をたかめ、国内企業の国際競争を不可避なものとし、効率性という市場価値のもとで——これは、アメリカの覇権を維持するための装置と基準に結合する——国家固有の経済制度の規制を緩和する政策と民営化を推し進めていく。そして必然的に、国境を越えて資本と物、人の移動が起き、文化や生活の多様化が、新しい価値観を求めて、国家の伝統や文化、家族のあり方を揺さぶっている。その結果、グローバルゼーションは、これまでの社会のセーフティ・ネットとしての労働法の枠組みや社会保障制度にも深刻な変容を迫りつつある。

一方、情報と技術のグローバル化は、地球の距離と空間

を狭め、人びとのコミュニケーションの方法に画期的な変化と可能性をもたらした。しかし新しい可能性を享受できる機会は、社会のあらゆる社会集団に平等に与えられるわけではなく、国家間や国内で所得格差を生み出し、貧富の格差を拡大しつづけている。

グローバル経済のもとで、女性にとってもっとも大きな変化は、女性労働の増大であろう。しかし「労働の女性化」とよばれる現象は、多様な形態の周辺労働に追いやられる女性たちと貧困の女性化、深刻な女性移住労働者問題として顕在化している。

先進国では、女性はパートタイム労働や派遣労働者、臨時労働者や契約社員などの不安定雇用の労働者として、低賃金で効率の良い働き手として差別的に扱われている。この傾向は、欧米の先進諸国においても顕著にみられる。とりわけアメリカにおいては、「コンティンジェント・ワーカー（一時的・臨時的雇用労働者）」としてパート労働者・派遣労働者、インディペンデント・コントラクター（企業から独立した自営業として自らの専門的能力によって仕事を請け負う「自営業者」）などの増大・活用が、企業のリストラ策の一環として顕著である。これらのコンティンジェント・ワーカーは、賃金が低く、年次有給休暇の保障がないなど労働条件は低く、しかも福利厚生や健康保

険がなく、差別的取り扱いを受けている。一方、EUヨーロッパ諸国では、日本と決定的に異なっており、パート労働については「職業と家庭を両立させるための就労形態」としての位置付けを明確にしながら、同一価値労働同一賃金原則の確立にむけての取り組みが進んでいる。産業構造の柔軟化や雇用形態の多様化という日欧の「類似性」のみが着目されてはならないのはいうまでもない。

発展途上国の多くの女性たちは、インフォーマル・セクターの労働にしか働く場が与えられず、フォーマル・セクターへの移動が制約されている。農村部から都市部へ膨大な労働力が移動し、家事使用人、洗濯、寮や宿舍の賄い、医療関係などインフォーマル・セクターでの就労の肥大化があらわれている。また、いずれの国においても障害者や高齢者は、経済のメイン・ストリームから排除されている。

経済のグローバル化は、「多様な労働力の組み合わせを統合していく過程」として現われるため、女性たちは、相変わらず家事や育児などの家族的責任を負い、アンペイド・ワークのジェンダーによる不平等な配分は是正されることがないまま、国際的にも、国内的にも、深刻な女性の階層分化が進みつつある。そしてグローバル化の影響は、とりわけ移住労働者に大きな影響を与えている。

二 わが国における移住労働者問題

ILOの調査によれば、世界で約三〇〇万人が、移住労働者としてこの地球上を移動しているという。「移住労働者」という課題、とりわけ国境線上の人権保護に、わが国がどのようなスタンスを取るかは、グローバル化の進むもとで日本がどのように他民族との共存共生の立場をとるのかを象徴的に示すといえよう。日本における一九九九年末の外国人登録者の数は、一五六万六一一人、わが国総人口の一・三三%を占める。一〇年前に比べて約五八%の増加である。うちアジア地域からが七四・六%、南米地域からが一七・九%となっており、近年増加率が高いのはアフリカ地域である。在留資格別外国人登録者数は、永住者六三万五七一五人、非永住者は九二万二九八人である。

二〇〇〇年三月二四日に法務大臣名で発表された「第二次出入国管理基本計画」は、グローバル化の中で、日本経済の「繁栄と安定」を維持しなければならないことと「少子高齢化」という人口と労働力不足に対応するといふ認識のもとで、「積極的な外国人受け入れ」の必要性にふれていることに注目しなければならない。そこではまず、経済活動の国際化にともない金融部門、情報・通信部門の

経営者、管理職、技術者などに便宜をはかる政策、留学生・就学生の受け入れの拡大と学業終了後の受け入れ、これまでの研修生・技能実習生制度の拡大をあげている。

日本の外国人受け入れ政策は、基本的には、「単純労働」の受け入れの原則禁止、外国人の出入国は、社会的コストを増大しないためのローテーション方式の堅持であったが、今回の「基本政策」で目新しいものは、外国人との共存・共生のため限定的な「定着の支援」をあげていることである。そしてさらに、「不法滞在者の合法化」にも言及し、「一定の要件のもとに一律に合法化するというアムネスティ政策はとらず、個別に合法化する『在留特別許可制度』を『わが国社会との繋がりが十分に密接と認められる』ものに適用する」としている。外国人にたいする市民権をどう保障していくのか、不法入国者にたいする処罰と治安対策的政策というこれまでの政策と整合性をどうはかつていくのか、これからの日本の移住労働者に対する人権政策の真価が国際的に問われる。

1 研修・技能実習制度

まず、中国とベトナムからの研修生・技能実習生の実態を見てみよう。

千葉県銚子市の生鮮食品協同組合における百名を超える

中国人技能実習生・研修生らを受け入れている事業主の「賃金ピンハネ」事件（朝日新聞一九九八年八月四日など）は、改めて不況下での日本人労働力の不足する職場における劣悪な労働条件、労基法違反の実態を浮き彫りにした。

また、一九九九年に福井県武生市の武生コンフィクション協同組合（縫製業などの零細企業による協同組合）で発生した事件は、賃金部分からの「預かり金」の天引き、労働基準法違反の低額な残業手当、異議を申し立てた女性労働者に対する暴力行為やセクハラ行為など、人権侵害が問題となった。この事件は、第一次受け入れ機関である武生コンフィクション協同組合を通して研修生・技能実習生を受け入れた企業で技能実習をしていた中国人女性らに対して起きたものであるが、ほとんどの実習生たちは、来日前に明確な労働条件を示されていないうえ、人里離れた建物を寄宿舎としてあてがわれて日常の生活の不便や交流の阻害に耐えながら、縫製などの作業に従事していた。暴行事件が発覚し、管轄の武生労働基準監督署は、未払いの残業手当の支払いや預かり金の返還など、労基法違反などについては是正指導を行った。しかしこの事件は、訴訟も提起されていて全面解決にいたっていない。武生のこのような人権侵害の事例は、インドネシアなど他のアジアの実習生に対しても、同様にあるといわれており、緊急に対策が必要で

ある。

さらに、九〇年代後半からはベトナムからの研修生が激増したが、若い男性が圧倒的に多く、中小零細企業を中心に建設、重・軽工業、食品加工などに従事している。実習生の二五%は一〇人未満規模の事業所で研修・技能実習を受けている。ベトナムの研修生と技能実習生は、「失踪率」が非常に高いことが問題として指摘されている。公式には六・八%であるが、JITCO(財)国際研修協力機構やベトナム政府関係によれば約一〇%という分析もある。なぜ、このような「失踪」が生じるのだろうか。実習生の賃金が低く、「不法就労」の方が多額の賃金が稼げること、また、「研修・技能実習」の枠組みに従って仕事をしても、ベトナムから日本に来るときに親族など多数の人からの借金により工面してできた渡航費(賄賂も含むといわれている)が高額の「借金」として残り、技能実習で支給されるわずかな「賃金」や「研修手当」では返済もできず、家族へあてた「仕送り」も不可能なことなどを理由に、失踪し不法就労へ流れるのではないかと推測されている。

研修制度は、一九八一年の入管法改正の際、在留資格が創設され、一九九〇年六月施行の改正入管法および基準省令によって、「研修」の在留資格および上陸許可基準が整備された。その結果、研修内容がわが国の技術などを移転

することにより国際貢献に資するという趣旨が強調されたが、研修生は、非就労活動として学習活動が中心で、「研修」に名を借りた低廉な労働力の移入にすぎないという、現状に批判が集中している。

一九九〇年八月、公益法人や中小企業などであっても実務研修を行う研修生を受け入れることができるような措置が講じられ(法務大臣告示)、外国人技能実習制度は一九九三年に創設された。研修制度は、技能、技術、知識などの修得を目的として研修を受け、労働法の適用を受ける雇用労働関係にはない。これに対し技能実習制度は、雇用関係の下でより実践的な技能、技術、知識などの習熟を図るものである。研修期間と技能実習期間を合わせて三年以内とされている。現在、技能実習移行対象職種は五九職種となっている。しかし、賃金が安く、当然労働・社会保険加入が保障されるべきであるが、「無保険」問題が生じている。これは、事業主負担を避けるために、また外国人労働者本人も自己負担を避けるために、健康保険への加入手続きを取らず、さらに、外国人労働者が国民健康保険への加入を希望しても、入れない例もある。技能実習生が労働法適用下に実習を続ける際には、健康状態を維持するうえで健康保険制度の保障が必要である。

さらに、これらの差別のうえに、女性移住労働者の場合

には、女性であるがゆえの人権侵害を受けるなど、被害が複合的に起きていることを強調しておきたい。

2 フィリピンのエンターテイナーとJFC問題

日本での外国人登録者は、アジア地域、南米地域の両地域出身者が全体の九二・五%を占めることが特徴的であるが、一九九九年の新規入国者総数三六五万九六二一人の大半を占める観光などの短期滞在を除く在留資格別では、興行ビザでの入国が八万二三〇五人と最も多く、対前年度比一一・六%増と伸び率も著しい。その中でも「興行」による入国者の五五・四%がフィリピン出身者であり、フィリピンからの入国者の五八・九%が二五〜三四歳までの女性であることを考えると、エンターテイナーとしての入国が相変わらず多いことが類推される。

法務省出入国管理局、平成七年九月「在留資格『興行』に係る実態調査の実施状況について」によれば、エンターテイナーとして入国しても興行以外の活動を行っていることおよび出演先が基準省令の要件を満たしていない件数は、全体の九〇%を超えていた。現認された活動はホステス、基準省令違反は出演先の従業員が基準以下、または舞台や控え室の変更、その他名義貸しも多くみられたことから、入管局では、プロダクションに対して厳しい態度で臨

む、新規受け入れについては芸能活動に限定する、要件を厳格化する、などの対策をとった。しかし、監禁による売春の強要など人権侵害も少なくない。

さらに、来日したフィリピンの女性と日本人男性やフィリピンにおいて結婚した男女から生まれた日比混血児（JFC）は、二万人を超えといわれており、彼（彼女）らの国籍や認知・養育費の問題は、国際的にも社会問題化している。日本のJFC弁護士は、四〇〇件を越す事件をかかえているが、解決までに至ったケースは二割程度にすぎない。日比の女性国会議員による問題解決のための話し合いでは、実現すべき課題として、長期的には、興行ビザでの日本への出国を制限するためのフィリピン国内での就業機会の創出や教育の実施、短期的には、日本における興行活動の違反事例の周知や人権侵害の禁止などがあげられた。またフィリピン国内には、日本に「興行」目的で入国したが、さまざまな人権侵害を受けて帰国した女性たちのトラウマ（心の傷）をケアするNGOの活動もあり、それへの支援策を考える必要がある。

3 人身売買

日本経済の低迷により、タイから日本への移民は一九九三年ををピークに減少し、それに伴って不法残留者数も五

五、〇〇〇人（一九九三年）から二三、五〇三人（一九九九年）に減少している。しかし、シエルター活動をしている女性の家ヘルプは、「タイ人の利用者数は減ったものの、二年前に大物ブローカーがいることが明らかになり、つれてくる手口もいっそう巧妙になっている」と報告している。

米国の人権擁護団体であるHuman Rights Watchは、一九九四年から一九九九年までタイ女性の人身売買に関する調査を行い、この六年間に日タイ両政府によってさまざまな取り組みがなされたにもかかわらず、解決にむかったとはいえないとしている。その理由として、日本政府の対応は、不法移民をなくすことに努力が払われており、国外退去手続を容易にはしても、人身売買、借金による束縛、強制労働の明らかな証拠がある場合すら、賃金や損害に対する補償や正義を求める機会を提供することがないと指摘している。入管担当者が人身売買業者を検挙する際、女性に対して強要や詐欺といった行為が含まれている場合にも、女性は不法移民として逮捕、勾留され、五年間の再入国禁止で送還されるといった制裁措置が適用されている。さらに、人身売買業者が検挙されたとしても、不法就労助長罪などの入管法違反、管理売春による売春防止法違反、無許可営業による風営法違反などの罪に問われるだけで、

強制労働、不法監禁、暴行、脅迫のような深刻な人権侵害によって訴追されることはほとんどない。

タイのビザ発給数は一一四、四九七件（一九九二）から四九、一九八件（一九九九）に減少しており、ビザ発給拒否率もピーク時の三五・九％（一九九二）から八・二％（一九九九）に減少しているが、平均の二・三％（一九九九）と比べると依然として高い。かつてタイの国会議員団が来日した際、調査の活動に一部参加したことがあるが、フィリピンの女性と異なり、教会の救助や英語のように、日本国内における共通の言語が通じないこともあって、困り込まれた場所からの情報や接触が困難であり、被害の状況が明らかになりにくいことを痛感した。人身売買の被害者が、適切なシエルターや医療の根本的な公共サービスが受けられるよう、国際条約による人権保護は、日本の政府の国際的な責務である。

4 不法移住労働者と人権侵害

世界的にも、先進諸国における移住労働者は増加している。各国別に受け入れ先の国（上位三カ国）を見ると、たとえば、カナダは香港・インド・中国から、フランスはアルジェリア・モロッコ・トルコから、ドイツはポーランド・トルコ・イタリア、イギリスはアメリカ・オーストラ

リア・インド、アメリカはメキシコ・フィリピン・中国などである。(「国際的移民の傾向」OECD 一九九九年)

日本において、在留期間を越えて滞留するいわゆる不法滞在者は、二〇〇〇年一月の時点で二五万一六九七人(実質はすでに三〇万人を超えているともいわれる)で、アジア地域出身者が七五・五%を占める。男性では、建設作業者、工員、その他労務作業者、バーテン、給仕、調理人の順に多く、女性は、ホステスなど接客業が、四一・九%、ウエイトレス、給仕、工員、その他サービス業従事者の順である。国別では、韓国、フィリピン、中国、タイ、マレーシアの順である。

正規に就労を認められないまま働く外国人労働者は、いわゆる「不法就労」のために、日本人の嫌う「3K労働」(危険、きつい、汚い)に従事させられていて、女性は売春を強要されたり、不当に低い賃金や賃金の不払いあるいは学歴や専門的知識・技能を生かせない職場にやむなく就労したり、最悪の場合は労働災害にあつたりしても何の補償も受けられないばかりか、対人関係によるトラブルなど、さまざまな人権侵害や差別問題があつたと断たない。

このような状況の下で、出入国管理および難民認定法(以下、入管法)は、一九九〇年六月に一部改正されて、在留資格を二八種にし、専門職・熟練技能者の受け入れを

拡大する一方、不法就労と知りながら外国人を雇用した雇用主やあつせんしたブローカーには「不法就労助長罪」として三年以下の懲役または二〇〇万円以下の罰金という罰則を設けた(第七三条の二)。そして、本条違反については、直接の行為者のみならず、その行為者の所属している法人または人も処罰されるようになった(両罰規定)。しかし、厳罰化では問題の本質的解決は図られない。

二〇〇〇年三月に実施された「特別在留許可制度」に基づき、「できれば日本に住み続けたい」と、すでに日本社会に生活の根をおろしているイラン人など二九人が、みずから入管に出頭して適法な在留許可をもとめたケースが起きた。このケースでは、すでに一三人が特別在留許可を受けて、日本の社会に定着しているが、こうした試みをさらに拡大させ、共生社会という新しい時代の幕開けとしなければならぬ。

三 グローバリズムに対する戦略

グローバリゼーションのマイナスの影響に対する対抗軸は、平等と民主主義を核とするグローバルな連帯のシステムを確立し、市民一人ひとりの自由と権利が侵されることのない生活をいかにして築くかにあるのではないか、と思

う。そのために最も根源的なことは、自らもつ市民的自由を自覚的に行使して、社会のなかにグローバルな、もうひとつの世界、もうひとつの社会、もうひとつの文化を生み出すことに他ならない。

1 人権を守る

「一九世紀は自由権の保障、二〇世紀は社会権の保障」といわれるが、二一世紀は「人権の保障」の時代に他ならない。その人権のなかでも、最も基本にあるのは、「人権としての平和的生存権」である。平等と自由を求めてきたフェミニズムは、二一世紀において、「女性の権利は人権である」という命題を再確認し、女性のもつ人権を豊かにしていく必要がある。平和のグローバル化を実現するためには、核の廃絶と軍縮にむけて平和を作り出す運動を中心に、おこななければならない。女子差別撤廃条約も、平和なければ平等なしという自明の原理を宣言している。一人ひとりが、戦争や軍事力によって、自己の生命や精神、そして生活を奪われない権利、兵役を拒否する権利、国の交戦権に異議を申し立てる権利など、自己と家族が平和的に生存する権利は、人類のすべて、一人ひとりがもつ人権なのである。そのためにも日本のもつ「平和憲法」の先駆的意義を世界の規範としていかなければならない。

2 多様な文化を受け入れる「寛容」と共生

人と物の移動は、生活と文化の多様性をもたらしつつある。「国家」または「お国」の意識は、世界的規模で変容しつつある。多様な文化のアイデンティティを認め合うことは、教育と対話を進めることによって可能になるので、文化や伝統の違いを超え、世代を超えて、積極的に交流し、対話をし合うことが重要である。多数決のみによる民主主義ではなく、異なった意見や少数意見を受け入れつつ、対話とコンセンサスの形成の過程を大切にすると民主主義が発展しなければならない。そして社会の中に「多元的価値を制度として埋め込む」必要がある。

3 働き方を見なおす——セーフティ・ネット

女も男も働き方を見直し、男女で労働と生活、社会活動や文化活動をどうシェアするかという道を探らなければならない。人間的に生きるために、男性をモデルとして、一〇〇の価値を認めて、女性も男性の一〇〇に追いつき追い越せる平等ではなく、また男性を一〇〇として女性が五〇で控えめに生きることでもなく、ともに七〇と七〇を負担して、肩を張ることなく呼吸して、仕事も家庭も両立して、豊かに人間らしく生きる社会をめざしたい。

そのためには、家庭と職業の両立を保障する育児・介護休業制度の完全実施とさらなる充実が必要である。日本では、女も男も子育てや介護の期間は、一定の期間に限定されてはいるが深夜労働を拒否する権利を法制化したのが、さらに時間外労働を拒否する権利の法制化を実現しなければならぬ。加えて女も男もライフステージに応じて、パート労働とフルタイム労働の移動を自由にするシステムの確立と、パートタイム労働とフルタイム労働間の賃金や休暇などの労働条件差別を禁止し、時間当たり賃金を均等に処遇する原則の立法化が必要である。日本では、男女の賃金格差は男性を一〇〇として、女性は六二、パートタイム労働者を含めると、男性を一〇〇として女性は五二である。セクシユアル・ハラスメントも働く女性の六二・一%が経験している。さらに女性に対する暴力を禁止する立法も急がなくてはならないことはいまでもない。

ニューヨークで開催された二〇〇〇年世界女性会議における多彩なNGOのワーク・ショップのひとつに、AFL-CIO（米国労働総同盟産別会議）主催の「Workers' Rights Are Women's Rights」があった。そこでは、インフォーマルなセクターや一人親方のもとで働く女性にも、労働基準法や労働者の権利の基準を適用すべきだという強烈なアピールがあった。「家事使用人にも労働基準法

を適用すべし」というアフリカの女性の訴えは、家事使用人を除外している日本の労働基準法についての、無感覚を突くものであった。労働者の権利獲得の運動は、これまで女性を除外するものではなかったものの、新しいコンセプトとして、たしかにグローバリゼーションのもとでの女性労働の保護に関しては、すべての、あるいは、生命維持の労働にたいしてさえも、人間としての最低限の労働基準の適用には、女性労働のあらゆる形態を視野に入れるべきではないかと思つた。パート労働や家内労働についての先進的な条約もあるが、「ILOの条約は、プロフェッショナルな労働についてのみ扱っていて、多くの発展途上国の現状を認識していない」という告発には、耳を傾ける必要がある。二一世紀の女性労働は、その「労働」の概念すら見なおす必要があるのではないだろうか。新しいセーフティ・ネットを組み直していかなければならない。

4 情報と運動を共有——連帯と政策決定への参加

私たちは闘いのすべての情報と経験を共有する必要がある。情報を共有するために、女性は言語や文字に留まらず、法律と技術の武器を手にしなければならぬ。インターネットの技術は、女性の運動にも不可欠のものとなった。世界では情報の透明化が求められている。IT革命は、情報の

スピード化のみならず、時間と地域を越える運動の加速化を約束していると思う。同じテーマで、地球規模で働くことが可能となった。一人ひとりで負いきれないリスクをシェアする新しい女たちのネットワークと生きるためのセーフティ・ネットをグローバルに作り出す必要がある。そして暴走する政府と市場をコントロールする政治を作り出していかなければならない。そのためには、政策決定の場に、女性たちが出ていく機会を用意し、発言しなければならぬ。今年七月に行われた衆議院選挙の結果、女性の当選者が三六人、七・五%となった。これは女性が参政権を獲得した直後の第二回総選挙（一九四六年）以来二番目の人数である。また、政治を監視し、国民の声を発信するNGOの活動とのネットワークも一層重要性を増している。それらが総体として女性のエンパワメントを促進すると思う。

おわりに 伝統回帰と反フェミニズム

経済のグローバル化は、「何かが崩れている」という感覚を全世界の人たちにもたらしている。家族の断絶や地域共同体の崩壊という現実、人びとを不安に陥れている。人びとはいま、グローバリゼーションという言葉に「希望

の未来」はないということに気づきはじめた。人びとは、ナシヨナリズムや宗教にアイデンティティを求めつつあり、新しいナシヨナリズムの台頭は、国家の文化や伝統への回帰の傾向を示しながら、「国民」以外の他者「外国人」「マイノリティ」を排斥しようとしている。そしてナシヨナリズムは、一九六〇年代からすべての差別と対峙してきたフェミニズムを敵視している。

例えば、オーストリアで、ハイダー党首率いる自由党が、連立政権に加わっているが、この政府が真っ先にしたこと、女性担当大臣を廃止したことである。社会主義インターナショナル・女性（SIW）は、「極右政党は、自由と民主主義の原則を侵し、女性の権利を傷つけている」と抗議した。

日本では、二〇〇〇年二月、国会に憲法調査会が設置され、自衛の場合を除き軍隊としての戦力の不保持を謳った憲法九条の改正や、公共の福祉による基本的人権の制限が議論されはじめているが、参考人として、参議院憲法調査会で意見をのべた大学教授で、「新しい歴史教科書をつくる会」の会長でもある西尾幹二は、次のように述べている。「現行憲法は伝統文化の体質にあわない。フェミニズムが跋扈し、人権の声が盛んで、教育者あるいは政界の大半までその汚染が及んでいる現実を考えると、戦争放棄の条文

だけはできるだけ早く改正して、人権についての議論は先延ばしにしたほうがよい」

これまで女性運動が築いてきたものが切り崩されようとしている。バック・ラッシュ（逆流）に歯止めをかけなければならぬ。わたしたちは、確実に世界に通じる地球憲法とも呼べる民主主義の規範とあたらしい規制を早急に確立していかなければならない。

【参考にした文献】

- 金子勝著『反グローバルバリズム』、岩波書店
- 『北京十5グローバルフェミニストシンポジウム報告書』
- 『国連女性二〇〇〇年会議とWWN』、ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク
- 奥田暁子著『マイノリティとしての女性史』、三一書房
- 竹中恵美子・久場嬉子編『労働力の女性化』、有斐閣選書
- 仲野組子著『アメリカの非正規雇用 リストラ先進諸国の労働実態』、青木書店
- 伊豫谷登士翁「グローバルイゼーション—新たな排除の世界システム化」『世界』二〇〇〇年一〇月号
- 金子勝、神野直彦、古沢広祐、諸富徹「グローバルバリズムに対抗する戦略上・下」『世界』二〇〇〇年六月

号、七月号

松本めぐみ「マイノリティ・先住民族女性の声を世界に！」『部落解放』三七九号

アズビヨルン・アイデ「マイノリティ問題解決への国際的努力」『部落解放』三三八号

中村安子「グローバルイゼーションとグローバルバリズム」『文明』八一、一九九八・九

古屋哲「第二次出入国管理基本計画が示す、多民族社会の将来像」『Migrants'ネット』二〇〇〇年八月号

『女性の家HELPネットワークニュース』No四五

鈴木宏昌「規制緩和と弾力化・ヨーロッパの視点」

『季刊労働法』一九〇・一九一号

拙稿「パートタイム労働と均等待遇の原則」『労働法

律旬報』一四九一号

"Owed Justice"-Thai Women Trafficked into Debt Bondage in Japan. Human Rights Watch, 二〇〇〇年九月

『北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）』総理府仮訳 (<http://www.sorifu.go.jp/danjyo/index.html>) から